

一般財団法人福盛財団  
2024年度 奨学生募集要項

1 趣旨

当財団は、児童及び青少年の健全な育成に貢献するため、教育に関する助成を通じて、将来多様な分野で活躍する人材を養成し、社会の健全な発展に寄与することを目的として、学習塾通塾のための奨学金の支給を行います。

つきましては、奨学生の募集を次のとおり実施いたします。

2 奨学生の申請資格

次に掲げる要件をすべて満たす者

- (1) 2025年4月に小学4, 5, 6年生となる学習塾へ通塾を希望する者
- (2) 経済状況が一定の水準以下である者

(注) 経済状況について、申請者と同一生計の家族全員の所得金額（課税明細書等に記載の所得金額）の合計額が年750万円以下であること。

3 奨学生の募集

- (1) 2024年度の募集人数は、30名程度とします。
- (2) 奨学生申請の募集期間は、2024年11月1日から11月30日（必着）とします。
- (3) 書面審査を実施します。

4 奨学金の給付

- (1) 奨学生に、学習塾の費用に使用するための奨学金として、年10万円を支給します。
- (2) 奨学金の給付対象期間は、支給年度の1月から12月末までとします。  
原則として給付対象期間内に、奨学金を学習塾の費用に使用してください。  
やむを得ない事情により、給付対象期間内に使用できなくなった場合には、その旨を当財団に届け出てください。
- (3) 本奨学金は、奨学生が他の奨学金の給付を受けている場合でも給付を受けることができます。ただし他の奨学金が併給を認めていない場合がありますのでご注意ください。

5 申請手続き

申請者は次に掲げる書類を、当財団へ提出してください。

- (1) 奨学金給付申請書
- (2) 以下のいずれかの所得証明書類

- ① 市区町村役場で発行される所得・課税証明書又は非課税証明書・住民税決定証明等の原本の写し

(2023年1月1日から同年12月31日までの所得に基づくもので、市区町村が発行した収入及び所得控除の金額の記載があるもの。原則として同一生計の家族の証明書を全て提出して下さい。)

- ② 2023年分の給与所得の源泉徴収票の写し(所得が給与所得のみの方)
- (3) 当財団指定のテーマに関する作文
- (4) 通塾予定の学習塾の費用が分かる資料のコピー
- (5) その他当財団が必要と認める書類

## 6 受給者の決定および通知

- (1) 奨学生は、2024年12月末までに選考委員会の選考を受けて決定します。
- (2) 選考を通過した場合のみ、申請者本人へEメールまたは郵送にて通知します。
- (3) 選考結果の概要は、当財団のホームページに掲載します。

## 7 奨学金の交付時期

- (1) 奨学金の交付は一括支給とし、奨学生の採用決定後、2025年1月末までに支給をします。
- (2) 奨学金は、受給者の指定する金融機関の本人または保護者名義口座へ振込により行います。

## 8 奨学生の義務

2026年1月に1年間の通塾状況等を記載した近況報告書を提出していただきます。

## 9 奨学金の決定の取消、中止および返還

次の場合には、奨学金の決定の取り消し、中止及び返還を請求することがあります。

- (1) 奨学生が誓約書に著しく違背する行為を行ったとき
- (2) 虚偽の申し出または報告を行ったとき
- (3) 学習塾に通塾しないこととなったとき
- (4) 奨学生の申請資格を満たさないことが判明したとき
- (5) 給付対象期間内に使用されなかった奨学金があるとき

## 10 個人情報保護に関する事項

当財団がこの奨学金給付申請に関して取得する個人情報は、選考作業や受給者の決定通知など、本申請に関する業務に必要な範囲に限定して取り扱います。

11 その他

- (1) 本奨学金は原則、返還することを要しません。
- (2) 当財団は、奨学生の卒業・修了後の進路について拘束いたしません。

12 申請書の送付先および本件に関するお問い合わせ

〒530-0044 大阪市北区東天満一丁目 10 番 12 号 エル・エスト不動産天満ビル 401 号  
一般財団法人福盛財団 事務局

ホームページ：<https://fukumori.or.jp/> メールアドレス：[info@fukumori.or.jp](mailto:info@fukumori.or.jp)